

専決処分の報告について

1 報告件名

(仮称) 区営仲宿住宅改築電気設備工事請負契約の契約変更

2 契約の相手方

北工電気株式会社

代表取締役社長 野中邦雄

3 契約変更の概要

(1) 変更理由

本契約は、令和4年6月21日に板橋区議会の議決を得たもので、令和4年2月以前の公共工事設計労務単価（旧労務単価）による積算に基づき予定価格を定めた工事請負契約である。

適切な施工の確保に資するため、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）に係る特例措置に基づく契約変更を行った。

(2) 契約金額の増額

変更前 278,300,000円

変更後 281,930,000円

増加額 3,630,000円

(3) 変更内容

本契約について、新労務単価による再積算に基づき予定価格を定め、その額に当初契約の落札率（85.984%）を乗じて得た額に契約変更する。

4 専決処分年月日

令和4年8月31日